

△昨年度大會可決要求案に關する經過報告▽

我等逓信從業員の勞働條件は最底の底あり之が改善に實に賢急を要する尙題である。我等の叫びは隨所に響けられたか何等逓信當局を反者せしむることが出来なかつた。

然るに昨年五月本會亦二回大會に於て始めて從業員大衆の叫びを一丸として勞働條件の改善に對する第一聲を擧げられた實に逓信從業員新興の第一歩である。つなみに昨年度大會決議案中逓信當局に提出されたものは左の通りである。

- 一、從業員會撤廢を逓信大臣に警告する件。
- 二、服裝改善及外套支給に關する件。
- 三、住宅料補助の件。
- 四、一割増給促進の件。
- 五、年巧手当改善の件。

六、勤勉手当割当改善の件。

七、夜勤手当支給の件。

八、軍事勤務手当支給に關する件。

以上の要求案について執行委員會は赤松會長、石塚主事、加賀、宮望原、降旗、岡部、の各執行委員を代表に推薦し六月二十一日午前九時右代表等は麹町四番町の逓信大臣官邸に大臣と會見し要案の内容にのき充分に説明を加へ迅速に實施されることを嘆願した。これに對し安達逓信大臣は誠意を以て我等の希望を實現する旨の解答があつた。但し要案中の住宅料補助の件は當概現在では實現不可能である由言明された。而して要求は其後如何なる情態にあるか次に明細に説明することにする。

第一の從業員會に對する件は一般報告中に述べた通りである。

第二の服裝改善については完全なりとはいへ得ないが實現されてゐる。次に外套の件は我等の切に要求する要